

筑後川河川事務所からの情報提供

1) 情報提供

- 流域治水プロジェクトの今後の進め方
- 災害対策基本法等の一部改正の概要
- 避難情報に関するガイドライン
- 令和2年7月 球磨川災害
- 広域避難について(事例)

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了した。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川 1 2 9 協議会）

緊急行動計画 H28～R2（5か年） ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

危機管理型ハード対策等

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

R2概ね完了見込み

※1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

流域治水（流域治水協議会 国管理河川 1 1 8 協議会）

R3以降

流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会

※2

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

在庁アンケート
 ・避難勧告で避難する意向を示した者：25.4%
 ・避難指示で避難する意向を示した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画(※)の作成

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合
 令和元年度日本全国：約10% 令和2年7月豪雨時：約7%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

(任意の取組として計画の作成が完了している市町村：約10%、任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村：約5% ※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用)



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

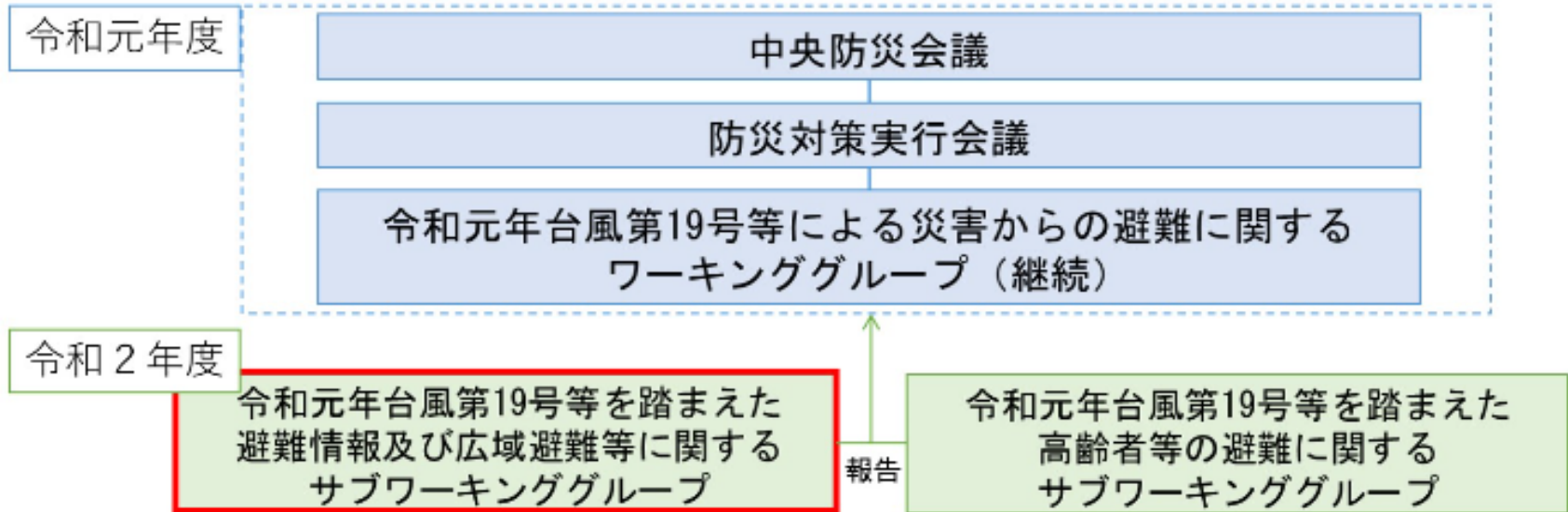
公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

- 1) 避難勧告・避難指示の一本化
- 2) 個別避難計画の作成の努力義務
- 3) 広域避難に関する取組の推進

新たな避難情報に関する検討体制

○「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言を踏まえ、以下の2つのサブワーキンググループにおいて制度的な論点を議論



参照(内閣府)避難に関するガイドライン(説明資料)

内閣府 防災情報のページ

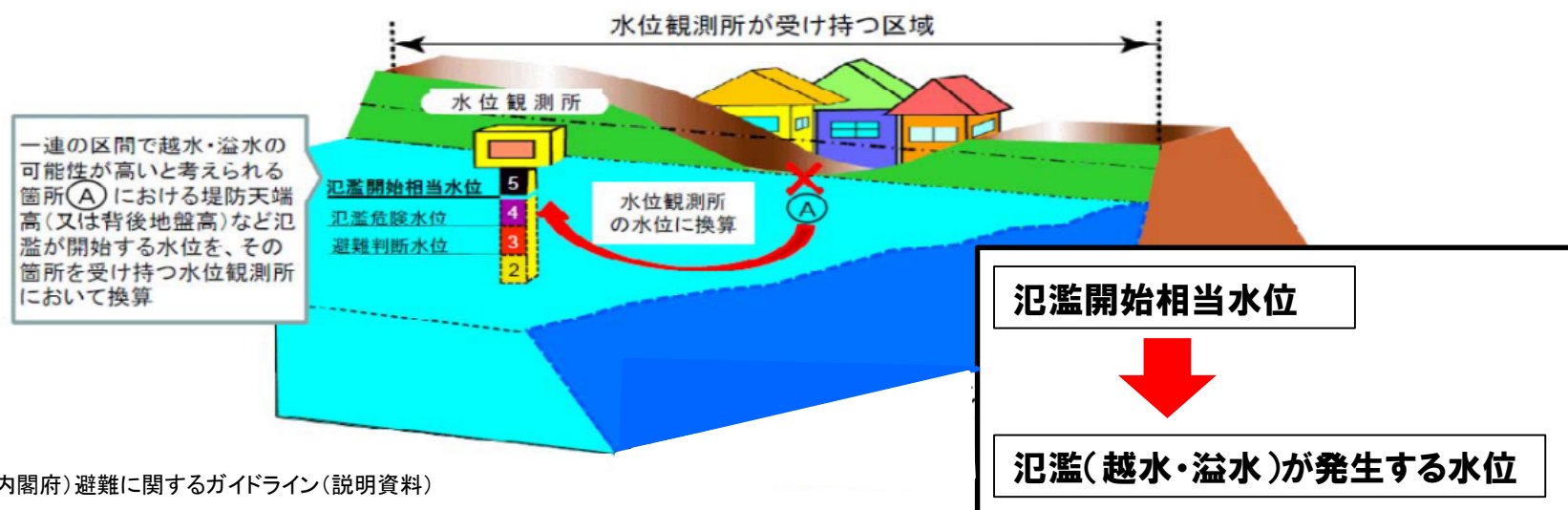


避難情報に関するガイドライン

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

氾濫開始相当水位について

- ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位」と呼称することとする。
- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準の設定例は、以下のようになっている。
 - （実況の）水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- こうすることにより、
 - ① 一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、氾濫開始相当水位が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令することができるようになる。
 - ② 平時に明確な発令基準を設定することができる。

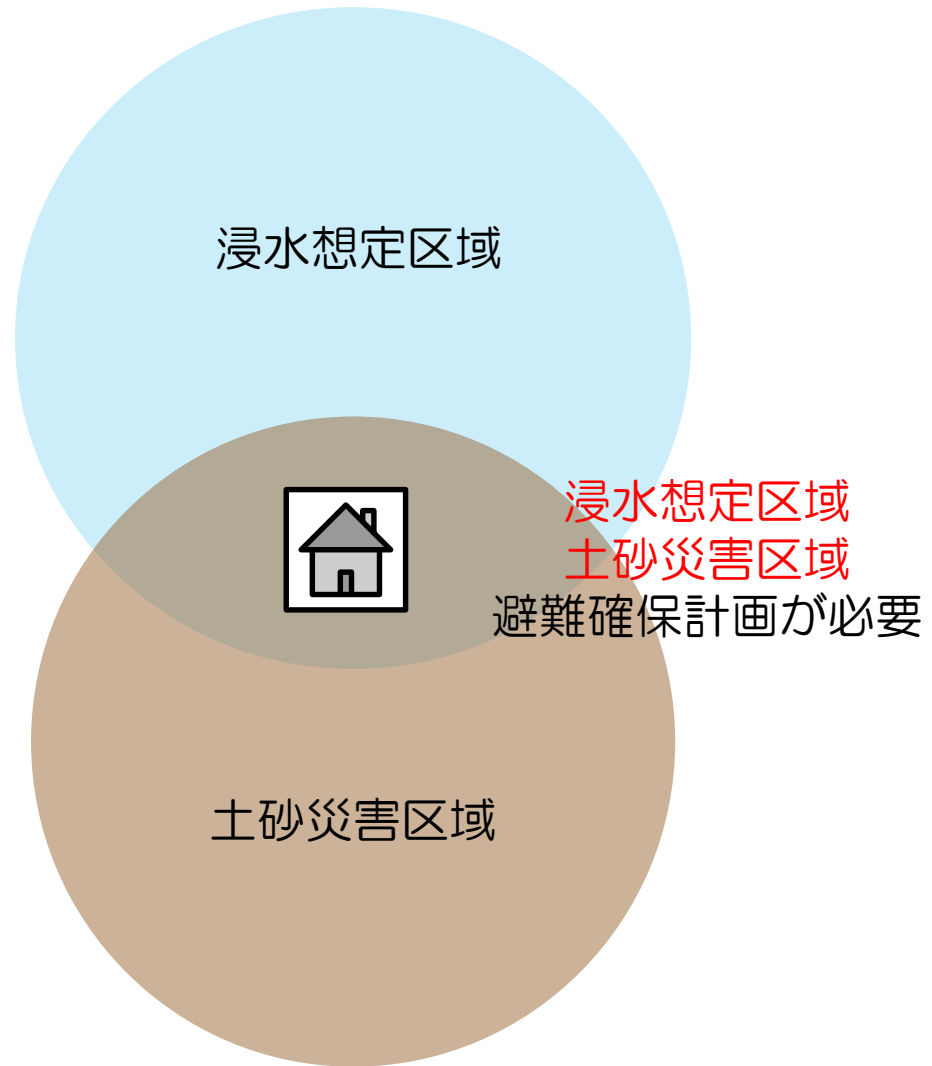


平成29年度 水防法等の一部改正
 ↓
 要配慮者利用施設の管理者
 避難確保計画作成 義務化

要配慮者利用施設 避難確保計画

| 表-1 県別 作成状況 | | | 令和2年10月31日時点 |
|-------------|------------------------|-------------------------------|--------------|
| 県別 | 対象要配慮者 利用施設 (箇所) | 避難確保計画作成済 要配慮者利用施設 (箇所) | 作成済 (%) |
| 福岡県 | 3,470 | 1,640 | 47 |
| 佐賀県 | 560 | 206 | 37 |
| 長崎県 | 370 | 218 | 59 |
| 熊本県 | 2,538 | 1,900 | 75 |
| 大分県 | 1,524 | 990 | 65 |
| 宮崎県 | 1,720 | 794 | 46 |
| 鹿児島県 | 927 | 432 | 47 |
| 沖縄県 | 17 | 4 | 24 |
| 全体(九州) | 11,126 | 6,184 | 56 |
| 全国 | 88,601 | 55,075 | 62 |

参照: 国土交通省HP
 要配慮者利用施設の浸水対策

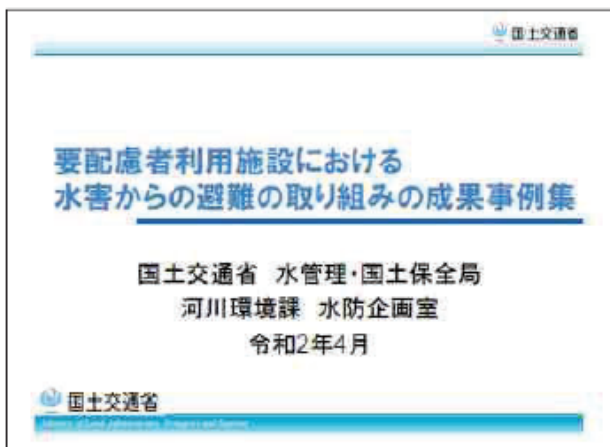


避難確保計画の作成等の促進

- 計画の作成が進んでいる地方公共団体の先進的な取組や、関係行政機関と施設が連携して実効性のある避難確保計画を作成する取組をモデル地域で実施し、事例集を作成してその知見を全国に展開している。

自治体の先進的な取組の事例集

- 計画の作成が進んでいる地方公共団体の先進的な取組を紹介している。



関係者が連携した計画作成の事例集

- 関係行政機関と施設が連携して実効性のある避難確保計画を作成している事例と知見を全国に展開している。



引用：国土交通省HP 避難確保計画の手引き

国土交通省 指針・ガイドライン等



避難確保計画作成の手引き

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jjeisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebikisuibouhou>

入所者つかんだ手 力が



「国交省調べ」
球磨川下流の球磨川町で発生した土砂災害。特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、入所者14名が死亡した。写真：NHK

球磨の特養 濁流の中4時間「地獄」

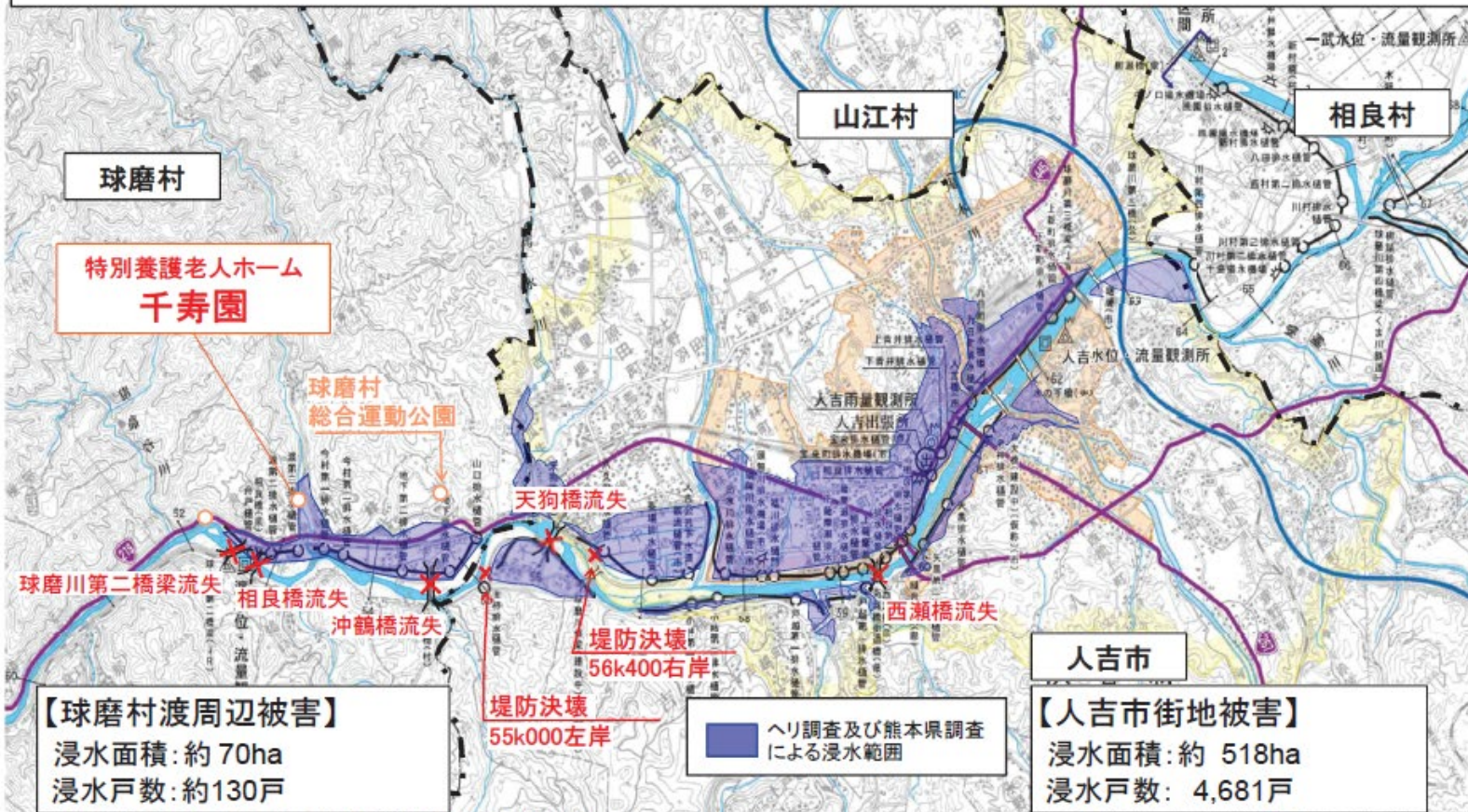


球磨川の氾濫（左）で水没した入所者（中）と球磨村（右）の町村復興計画（3）日本橋、熊本県入道町、本社へりから、小川橋撮影

- 球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」では入所者14名が死亡
- 土砂災害に関する避難確保計画を作成したが水害に対する計画なし
- 年2回の避難訓練を実施

人吉市市街部、球磨村渡地区の一般被害等

○洪水による被害は、球磨村渡地区から人吉市街部にかけて集中しており、多くの犠牲者が発生した球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」はこのエリアに存在している。



※1) 球磨川渡地区の浸水面積と浸水戸数は、ヘリ調査の浸水範囲により算出した推定値。人吉市街部の浸水面積と浸水戸数は、熊本県調査による。
 ※2) 本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

一斉に広域避難すると…
大混雑・大渋滞発生

橋や主要道路に避難者が集中し、大混雑や大渋滞が発生するおそれがあります。

渋滞による混乱

利根川上流で大雨の可能性が予想される場合
 雨や風が強くなる前日等から関係市町が共同で情報を発表します

| 時間イメージ | 広域避難の情報 (共同発表) | 避難の目安 |
|--|---|--|
| 3日前~1日前 もしかしたら今回は… 72~24時間前 利根川上流到達の 24~6時間前 | 共同検討開始 関係市町で共同検討を開始します | すぐに広域避難ができるように準備を始めてください |
| 1日前 どうやら、可能性が高まってきた 24~6時間前 利根川上流到達の | 自主的広域避難情報 (広域避難の呼びかけ) 避難に時間のかかる方や自主的な避難ができる方への避難の呼びかけをします | 広域避難開始 避難に時間のかかる方・自主的な避難ができる方 徒歩 自動車 ※渋滞に注意し、自動車での避難もOK |
| いよいよその時… 6時間前 利根川上流到達の | 広域避難勧告 利根川氾濫の危険が迫っています。ただちに広域避難を開始してください | 広域避難開始 浸水域内のすべての方 徒歩 自動車 ※渋滞に注意し、自動車での避難もOK |

氾濫発生

災害時に犠牲になる方の多くは自力での避難が困難な方です。ひとりの命も見逃しません。一緒に避難方法を考えましょう。

① まずは、家族、地域（隣近所）で避難の支援方法を考えましょう。
 ② 家族、地域（隣近所）での避難支援が困難な場合は、各市町の避難行動要支援者名簿に登録し、一緒に避難方法を考えましょう。

自力では避難が困難な方
その家族の方へ

詳しくは、各市町の防災部または福祉部局にお問い合わせください

利根川中流4県境広域避難協議会 2020.06.26

資料4
利根川が氾濫しても、近くの避難所へ行けば大丈夫と思っていませんか？

利根川の氾濫にはより安全で安心な **広域避難**

利根川流域への今までに経験したことがないような **豪雨**の発生

今までに経験したことがないような **巨大台風**の襲来

地球温暖化の影響で、巨大な台風や今までにないような激しい豪雨などにより、洪水などの大規模水害が世界各地で発生しています。

利根川の氾濫

写真：平成27年7月関東・東北豪雨で大きな被害が発生した茨城県水戸市（国土交通省関東地方整備局水防センター提供）

利根川が氾濫したら…
利根川沿いのほとんどの地域が浸水します。

ここにいてはダメです

利根川沿川のほとんどが浸水
多いところでは市町の人口の9割以上が浸水

最大で10m以上の深い浸水

2週間以上浸水が引かない
利根川と渡良瀬川に挟まれた地域や利根川沿いの地域で浸水が2週間以上継続

建物が壊れるほどの激しい流れ

※浸水のおそれが高い地域を示すため、表示範囲で公表されている浸水浸水区域図（想定最大）の浸水深（最大値）を表示しています。

どうする？ 中面へ

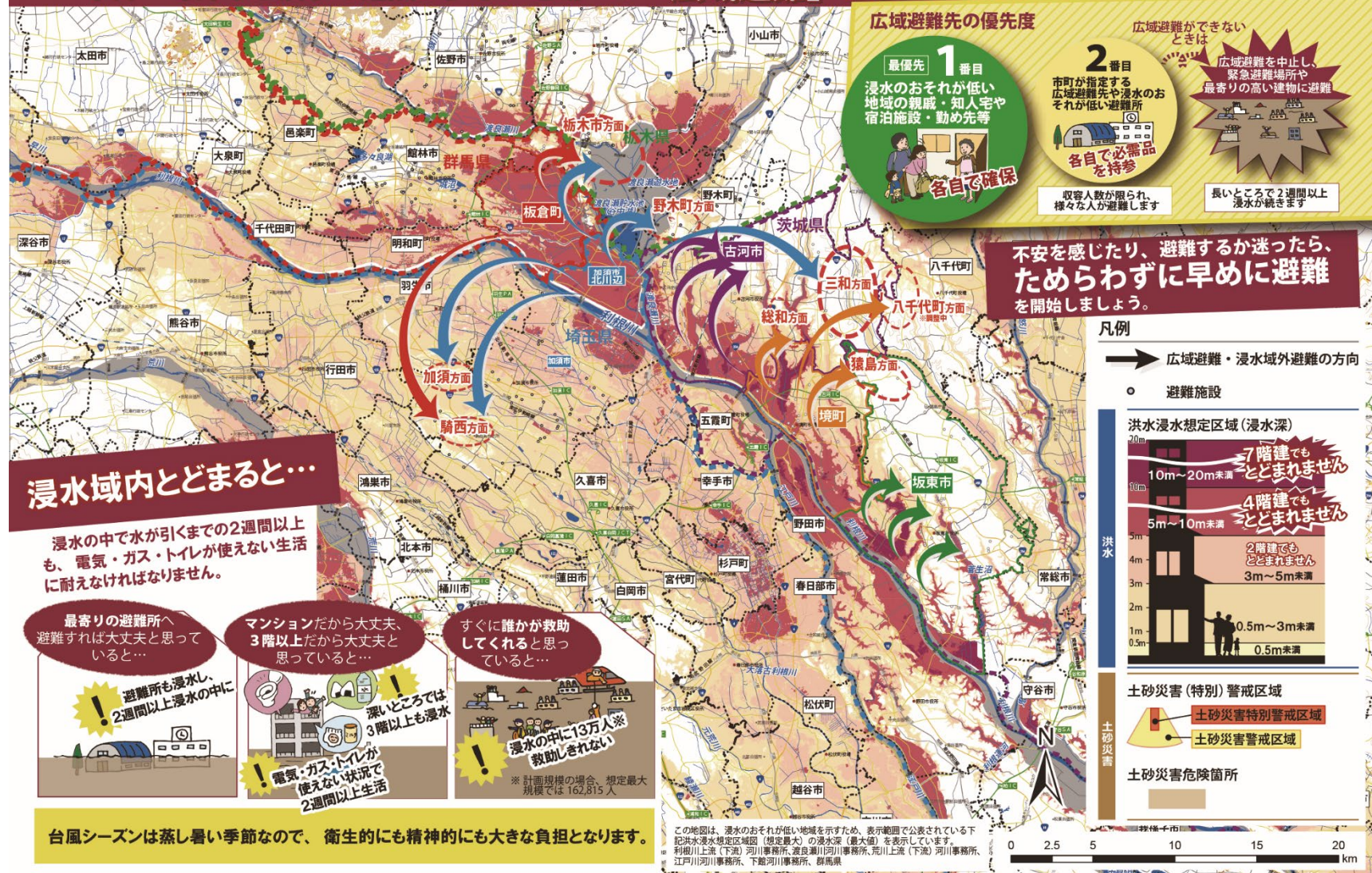
本パンフレットに関する問い合わせ先

発行：利根川中流4県境広域避難協議会

| | | | |
|----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 板倉町総務課 | tel: 0276-81-1111(代表) | 加須市環境安全部危機管理防災課 | tel: 0480-62-1111(代表) |
| 古河市総務部防災・危機管理課 | tel: 0280-92-3111(代表) | 境町総務部防災安全課 | tel: 0280-81-1308 |
| 坂東市総務部交通防災課 | tel: 0297-21-2180 | 館林市総務部安全安心課 | tel: 0276-72-4111(代表) |
| 佐野市行政経営部危機管理課 | tel: 0283-20-3056 | 利根川上流河川事務所防災対策課 | tel: 0480-52-3956 |

令和2年6月版

利根川氾濫時に浸水域内にとどまるのは危険です。安全を確保するためには、市外・町外など浸水の危険が少ない地域への「広域避難」が必要になります。



広域避難先の優先度

1 最優先
 浸水のおそれが高い地域の親戚・知人家や宿泊施設・勤め先等
各自で確保

2 番目
 市町が指定する広域避難先や浸水のおそれが高い避難所
各自で必需品を持参

収容人数が限られ、様々な人が避難します

広域避難ができないときは
 広域避難を中止し、緊急避難場所や最寄りの高い建物に避難
 長いところで2週間以上浸水が続きます

不安を感じたり、避難するか迷ったら、**ためらわずに早めに避難**を開始しましょう。

浸水域内にとどまると...

浸水の中で水が引くまでの2週間以上も、電気・ガス・トイレが使えない生活に耐えなければなりません。

最寄りの避難所へ避難すれば大丈夫と思っていると...

マンションだから大丈夫、3階以上だから大丈夫と思っていると...

すぐに誰かが救助してくれると思っていると...

避難所も浸水し、2週間以上浸水の中に

深いところでは、3階以上も浸水

電気・ガス・トイレが使えない状態で2週間以上生活

浸水の中に13万人※救助しきれない

※計画規模の場合、想定最大規模では162,815人

凡例

→ 広域避難・浸水域外避難の方向

○ 避難施設

洪水浸水想定区域 (浸水深)

| | |
|------|---------------|
| 20m | 7階建てでもとどまれません |
| 10m | 10m~20m未満 |
| 5m | 4階建てでもとどまれません |
| 3m | 5m~10m未満 |
| 2m | 2階建てでもとどまれません |
| 1m | 3m~5m未満 |
| 0.5m | 0.5m~3m未満 |
| 0.5m | 0.5m未満 |

土砂災害 (特別) 警戒区域

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

土砂災害危険箇所

0 2.5 5 10 15 20 km

台風シーズンは蒸し暑い季節なので、衛生的にも精神的にも大きな負担となります。

この図は、浸水のおそれが高い地域を示すため、表示範囲で公表されている下記洪水浸水想定区域 (想定最大) の浸水深 (最大値) を表示しています。
 利根川上流 (下流) 河川事務所、渡良瀬川河川事務所、荒川上流 (下流) 河川事務所、江戸川河川事務所、下野河川事務所、群馬県

2) 減災対策協議会での取り組み

・令和2年度までの取組内容について(別紙)

・新たな取組目標について

新たな取組目標【筑後川中下流圏域】

■ 5年間で達成すべき目標

平成24九州北部豪雨災害等の近年洪水の経験を踏まえ、さらにこれを超える大規模災害に対し、「効率的かつ的確な情報伝達と地域ぐるみの避難行動による逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

■ 目標達成に向けた3本柱の取り組み

1. 住民が自ら**早期**に避難行動を起こすための水防災意識の醸成(教育・訓練)の取り組み
2. 広域的な防災情報共有と**効率的かつ的確**な避難情報発信による迅速かつ安全な避難行動の取り組み
3. 災害時の被害を最小化するための着実なハード整備と**防災体制の強化**

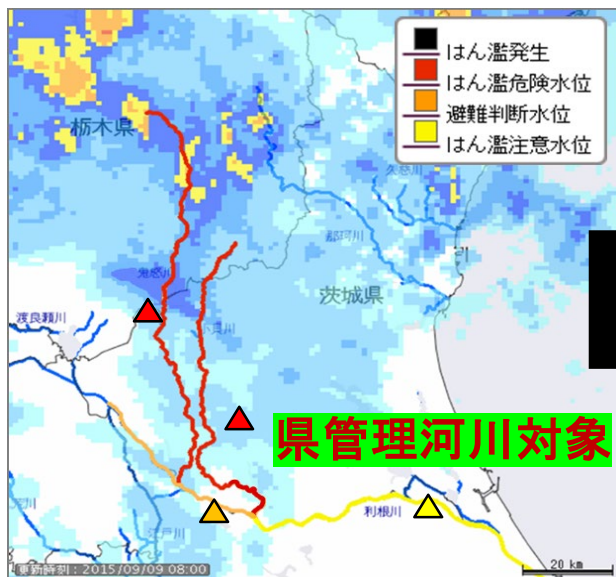
参考資料

- ・ 水害リスクラインについて
- ・ 重ねるハザードマップ
- ・ 緊急速報メール
- ・ 逃げなきゃコール

市町村向け水害リスクラインについて(1/2)

洪水時の河川の状況を的確に把握し、**氾濫がいつ、どこで発生しうるかという洪水の切迫性(危険度)**をわかりやすく発信することを目的としています。

現行の危険度表示(川の防災情報)



市町村向け水害リスクラインについて (2/2)

水害リスクライン

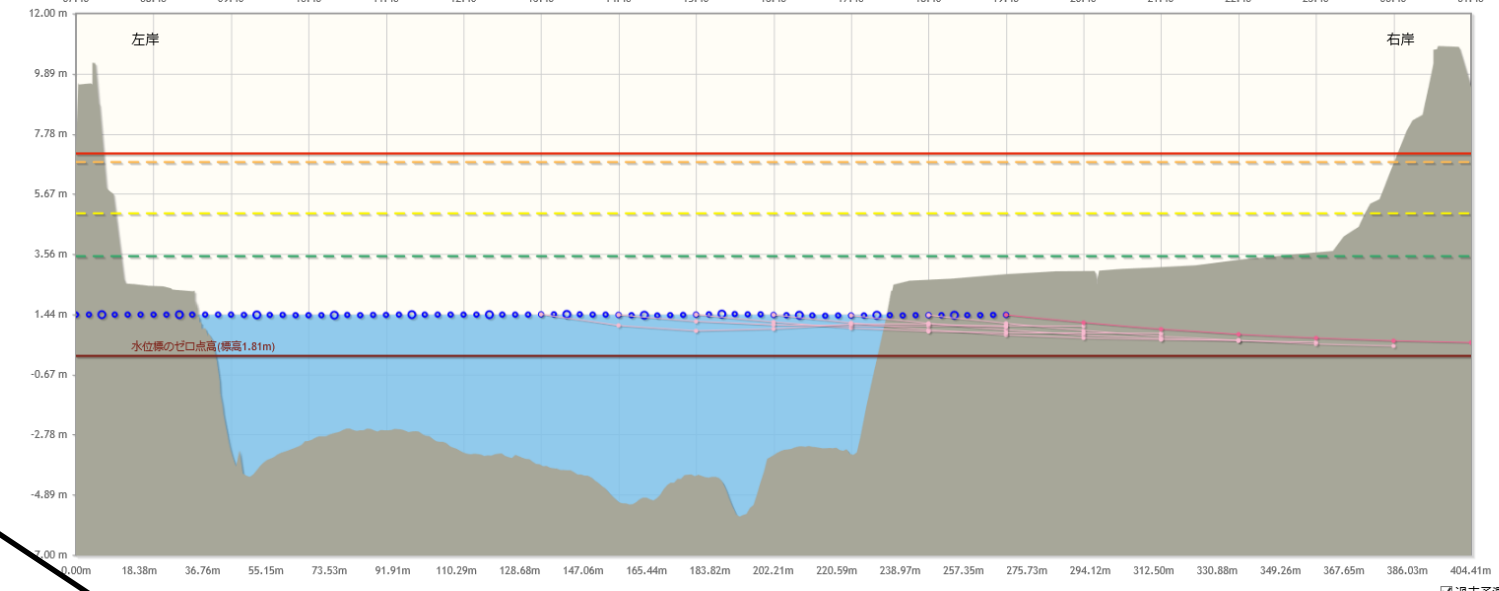
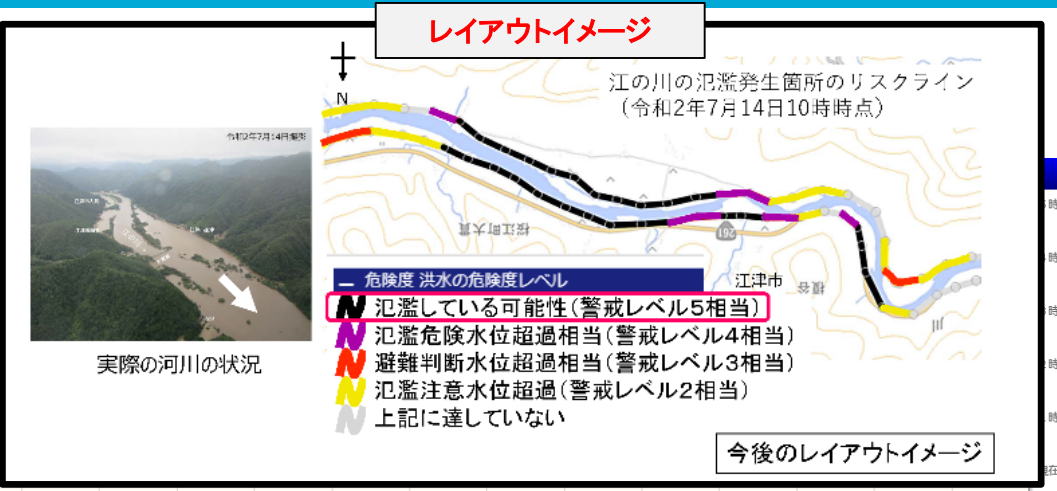
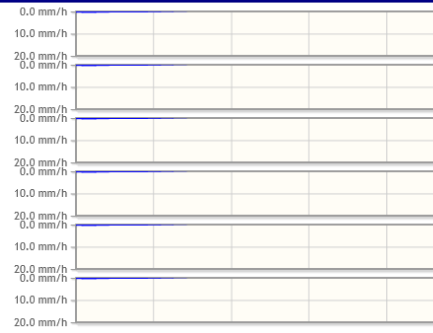
| | |
|------------|-----|
| 水位観測所名 | 瀬ノ下 |
| 氾濫危険水位(m) | 7.1 |
| 避難判断水位(m) | 6.8 |
| 氾濫注意水位(m) | 5 |
| 水防団待機水位(m) | 3.5 |

☑ ゼロ点高(標高m) 1.81

表示モード: ●読み値表示 ○標高表示

| 時刻 | 水位(m) |
|----------|--------|
| 18:20 | 1.42 ↓ |
| 18:30 | 1.43 ↑ |
| 18:40 | 1.43 → |
| 18:50 | 1.43 → |
| 19:00 | 1.43 → |
| 19:10 | 1.43 → |
| 19:20 | 1.43 → |
| 19:30 | 1.44 ↑ |
| 現況 19:40 | 1.44 → |

| | |
|----------|--------|
| 予測 20:40 | 1.17 ↓ |
| 予測 21:40 | 0.94 ↓ |
| 予測 22:40 | 0.76 ↓ |
| 予測 23:40 | 0.63 ↓ |
| 予測 00:40 | 0.53 ↓ |
| 予測 01:40 | 0.47 ↓ |



6時間先の水位予測を表示

時間前
時間前
時間前
時間前
現在時刻

【川の防災情報】令和3年5月27日洪水—氾濫警戒情報発表後

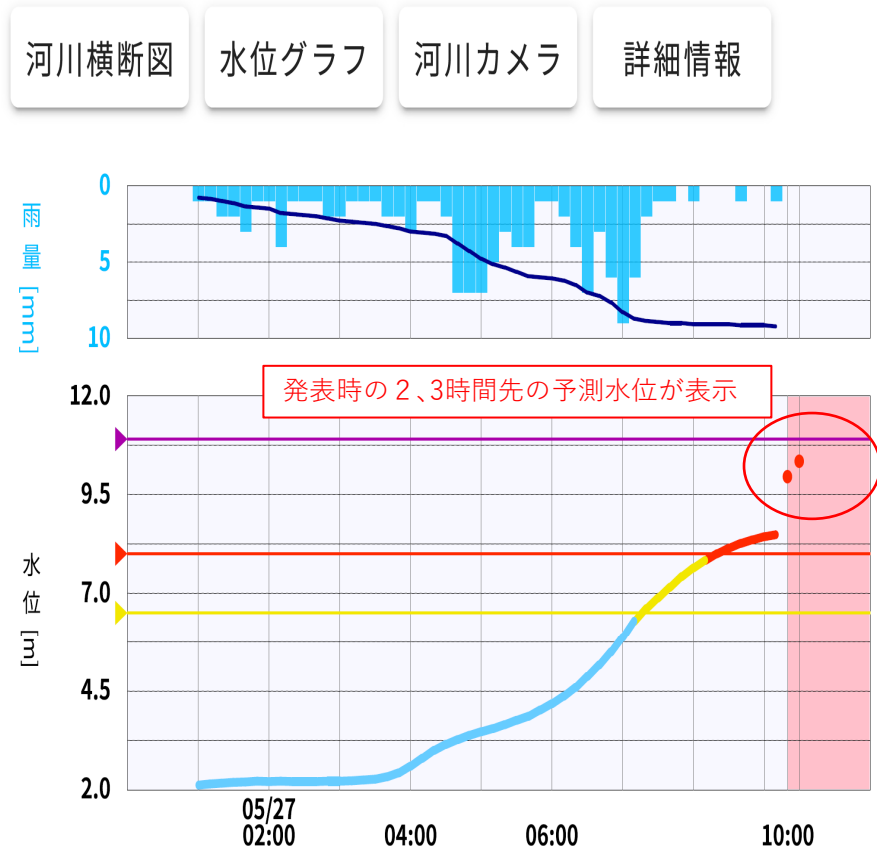


おおの くまがわすいけい くまがわ
大野 球磨川水系 球磨川

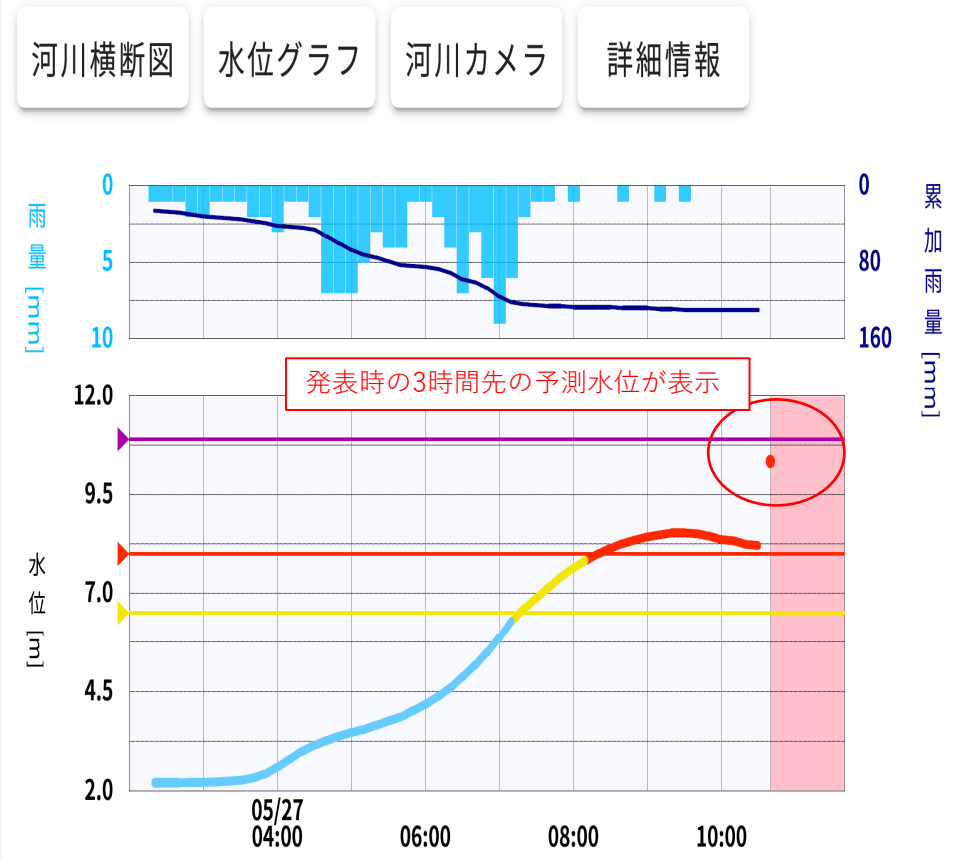
5月27日8:30 氾濫警戒情報発表

- 大野水位観測所の水位上昇に伴いAM8:30に「氾濫警戒情報」を発表。
- 3時間先の予測水位は、9:00-8.84m、10:00-9.95m、11:00-10.34m。
- 「川の防災情報」にて、発表時点の3時間先水位がプロット表示され、氾濫情報の更新がなければ、3時間先予測時間となるまで表示される。(非自動更新)

最新観測値 2021/05/27 09:10



最新観測値 2021/05/27 10:30



国土交通省ハザードマップポータルサイト

- 災害から命を守るためには、身のまわりにどんな災害が起きる危険性があるのか、どこへ避難すればよいのか、事前に備えておくことが重要。
- 国土交通省では、防災に役立つ様々なリスク情報や全国の市町村が作成したハザードマップを、より便利により簡単に活用できるようにするため、ハザードマップポータルサイトを公開中。

重ねるハザードマップ (平成26年6月～)

防災に役立つ様々なリスク情報を1つの地図上に重ねて表示

重ねるハザードマップ
～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

場所を入力
例: 茨城県つくば市北郷1/国土地理院

表示する情報を選ぶ

洪水 (計画規模) 土砂災害 津波

洪水 (計画規模) はこちら
※洪水 (想定最大)
※洪水 (計画規模)
※洪水の凡例の注

ピクトグラムから選択

重ねたい情報をパネルから選択

わがまちハザードマップ (平成19年4月～)

全国各市町村のハザードマップを検索

わがまちハザードマップ
～地域のハザードマップを手する～

各市町村が作成したハザードマップをリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

まちを選ぶ
都道府県 市区町村

①市区町村名を選択

②ハザードマップの種類を選択

洪水ハザードマップ
インターネットで公開している。公開URLを開く

内水ハザードマップ
インターネットで公開している。公開URLを開く

高潮ハザードマップ
インターネットで公開している。公開URLを開く

津波ハザードマップ
インターネットで公開している。公開URLを開く

土砂災害ハザードマップ
インターネットで公開している。公開URLを開く

火山ハザードマップ

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報※¹のプッシュ型配信※²に取り組んでいます。九州地方整備局では、平成30年5月1日より国管理河川全20水系に配信対象をエリア拡大しています。

- ※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。
- ※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※メール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを利用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取り組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 開始日 平成30年5月1日

2 配信対象

国が管理する20水系の87市町村（うち筑後川河川事務所管内は18市町）

筑後川河川事務所管内における国管理河川の水系別対象市町村

（平成30年4月3日時点）

| 水系名 | 市町村数 | 市町村名 | 河川名 |
|-----|------|--|---------------------|
| 矢部川 | 7 | (福岡県) 久留米市、大川市、大木町、柳川市、筑後市、八女市、みやま市 | 矢部川、楠田川 |
| 筑後川 | 16 | (福岡県) 久留米市、大川市、大木町、柳川市、筑後市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町 (佐賀県) みやき町、佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町 (大分県) 日田市 | 筑後川、庄手川、玖珠川、早津江川、広川 |

※重複市町：久留米市、大川市、大木町、柳川市、筑後市（5市町）

3 配信対象者

配信対象エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信（別表参照）

| 段階 | 配信情報 | 配信契機 |
|------|--|--|
| ① | 河川氾濫のおそれがある情報 | 対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時 |
| ②-I | 氾濫が発生した情報 （※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報） | 対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時 |
| ②-II | 氾濫が発生した情報 （※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報） | 対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時 |

【変更後】

配信内容②

5 配信文案

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を緊急速報メールを活用して配信されます。

○配信対象となる市町村の住民へ配信される○○川の洪水情報の例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

（件名）
河川氾濫のおそれ

基準観測所名が入ります

（本文）
警戒レベル4相当

こちらは国土交通省九州地方整備局です。

内容：○○川の○○（○○市○○）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました。

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります。

（国土交通省）

②-Ⅰ 河川氾濫発生

（河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

【見本】

（件名）
河川氾濫発生

事象が確認された箇所名が入ります

（本文）
警戒レベル5相当

こちらは国土交通省九州地方整備局です。

内容：○○川の○○市○○地先（○岸、○側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください。

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります。

（国土交通省）

②-Ⅱ 河川氾濫発生

（堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時）

【見本】

（件名）
河川氾濫発生

事象が確認された箇所名が入ります

（本文）
警戒レベル5相当

こちらは国土交通省九州地方整備局です。

内容：○○川の○○市○○地先（○岸、○側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください。

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります。

（国土交通省）

配信先と基準観測所および受持区間について

| 水系名 | 河川名 | 配信先 | 基準観測所名 (位置) | 受持区間 |
|-----|-------------|---|------------------|--|
| 筑後川 | 筑後川・庄手川・玖珠川 | 日田市 | 小淵 (大分県日田市) | <筑後川> 左岸 大分県日田市瀬高から福岡県うきは市浮羽町三春 右岸 大分県日田市三芳小淵町から大分県日田市夜明 <玖珠川> 左岸 大分県日田市日高から筑後川合流点まで 右岸 大分県日田市日高から筑後川合流点まで |
| 筑後川 | 筑後川 | 久留米市、うきは市、朝倉市、大刀洗町 | 荒瀬 (福岡県うきは市) | <筑後川> 左岸 福岡県うきは市浮羽町三春から福岡県久留米市田主丸町恵利 右岸 大分県日田市夜明から福岡県朝倉市長田 |
| 筑後川 | 筑後川 | 久留米市、小郡市、朝倉市、大刀洗町、鳥栖市 | 片ノ瀬 (福岡県久留米市) | <筑後川> 左岸 福岡県久留米市田主丸町恵利から福岡県久留米市東櫛原町 右岸 福岡県朝倉市長田から福岡県久留米市高野1丁目 |
| 筑後川 | 筑後川・早津江川・広川 | 久留米市、大川市、大木町、柳川市、筑後市、佐賀市、鳥栖市、神埼市、みやき町、吉野ヶ里町、上峰町 | 瀬ノ下 (福岡県久留米市) | <筑後川> 左岸 福岡県久留米市東櫛原町から海まで 右岸 福岡県久留米市高野1丁目から海まで <早津江川> 左岸 福岡県大川市大野島から海まで 右岸 佐賀県佐賀市諸富町から海まで <広川> 左岸 福岡県久留米市大善寺町から筑後川合流点まで 右岸 福岡県久留米市大善寺町から筑後川合流点まで |
| 矢部川 | 矢部川・櫛田川 | 久留米市、大川市、大木町、柳川市、筑後市、八女市、みやま市 | 船小屋 (福岡県筑後市) | <矢部川> 左岸 福岡県みやま市瀬高町廣瀬から海まで 右岸 福岡県八女市矢原から海まで <櫛田川> 左岸 福岡県みやま市高田町江浦から矢部川合流点まで 右岸 福岡県みやま市高田町徳島から矢部川合流点まで |